

鳥取県告示第402号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間 平成23年8月1日から平成24年2月29日まで
- 3 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町、東伯郡三朝町、湯梨浜町及び琴浦町、西伯郡大山町並びに日野郡日野町